

様式第 4 号

年 月 日

一般廃棄物処分業許可申請書  
 ( 新規・更新 )

菊池市長 江頭 実 様

申請者 住所  
 氏名  
 電話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項第 6 号、及び菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例施行規則第 16 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、申請します。

一般廃棄物の種類 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 動物の死体 <input type="checkbox"/> 木くず(草) <input type="checkbox"/> 動植物性残さ(厨芥類) <input type="checkbox"/> その他 ( )
施設の所在地	
事業所の所在地	
事業所の名称	
施設の能力	(中間処理施設) t・m <sup>3</sup> / ( 時間)
処分業の区分	
施設の構造及び設備の概要	
処理に伴い生じる排ガス及び排水処理方法	
放流水の水質、放流方法並びに放流先の概要	
処理に伴い生じる廃棄物の処理方法	
処理料金	

※添付書類は、別紙「提出書類の一覧表(事前確認書)」のとおり

年 月 日

## 申告書（その1）

菊池市長 江頭 実 様

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可申請にあたり、私（申請人が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）は、法第7条第5項第4号（欠格要件）の規定に該当しないことを申告します。

万一、該当していた場合には、一般廃棄物処分業許可申請の不許可または一般廃棄物処分業許可の取り消し等、いかなる処分にも応じます。

## 記

番号	役職名	生年月日	本籍地
	氏 名		住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			

※申請者、法定代理人の他、すべての役員等について記載すること。(法人が株主又は出資者となっている場合には記載不要)

年 月 日

## 申告書（その2）

菊池市長 江頭 実 様

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

私は、一般廃棄物処理業を行うにあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、同法施行令及び施行規則並びに「菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例」、同条例施行規則及びその他関係法令等を遵守することはもちろんのこと、下記事項についても信義に従い誠実に履行いたします。

万一、不履行の場合には、一般廃棄物処理業の停止または取り消し等、いかなる処分にも応じます。

### 記

#### 1 収集運搬・処分に関する事項

- 1) 菊池市（以下「市」という。）が定める一般廃棄物処理実施計画に基づき、取り扱う一般廃棄物については、常に生活環境保全上の支障（騒音・振動・悪臭など）が生じないうちに処理いたします。
- 2) 一般廃棄物の収集運搬にあつては、市から許可された車両を使用するとともに、許可を受けた廃棄物の種類及び区域以外の収集運搬は行いません。
- 3) 収集運搬又は処分した一般廃棄物の処理帳簿を整理し、毎月の処理実績を翌月 10 日までに市へ報告します。（10 日が閉庁日の場合は翌開庁日とする）
- 4) 排出事業者とトラブルが生じた場合は、自ら誠意を持って解決します。
- 5) 収集運搬の際は、交通法規を厳守するとともに、指定された道路を通行し、車の割り込み運転・幅寄せ・あおり運転・車両後部テールゲートを開口したままの走行など、迷惑となる行為は行いません。

#### 2 処理施設搬入に関する事項（令和 5 年 4 月 1 日から菊池環境保全組合は菊池広域連合に統合されます）

- 1) 菊池広域連合の廃棄物処理施設（以下「連合施設」という。）への搬入にあつては、市から許可された作業区域内で発生した一般廃棄物に限るものとし、他自治体区域等で発生した廃棄物と混載しません。
- 2) 連合施設への搬入にあつては、産業廃棄物が混入することがないように、排出事業者と協力して必要な対策を講じるとともに、弊社従業員に対する教育指導を適切に実施します。
- 3) 一般廃棄物のうち、「燃やすごみ（生ごみ、木くず等）」は菊池環境工場クリーンの森合志へ、「資源物（古紙類・布類等）」及び「不燃物（家庭から排出される臨時家庭ごみに限る）」は環境美化センターへ搬入します。（市又は菊池広域連合が別に指示する場合を除く）
- 4) 菊池広域連合または市職員の指示に従って搬入するとともに、暴言・暴力・他の利用者の迷惑となる行為は行いません。
- 5) 菊池広域連合または市が行う搬入物検査（展開検査）について、正当な理由なく拒否せず、誠意をもって対応します。また、搬入物検査（展開検査）によって不適物と判断されたものは、持ち帰って適正に処理するとともに、改善指導（行政指導）を受けた事項には速やかに対応します。

## 役員一覧表(処分業)※法人のみ

番 号	新規 又は 更新	役職名	氏 名	住 所
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

## 作業人員明細書（処分業）

No.	新規 又は 更新	氏 名	生年月日	住 所	ごみ又はし尿
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					